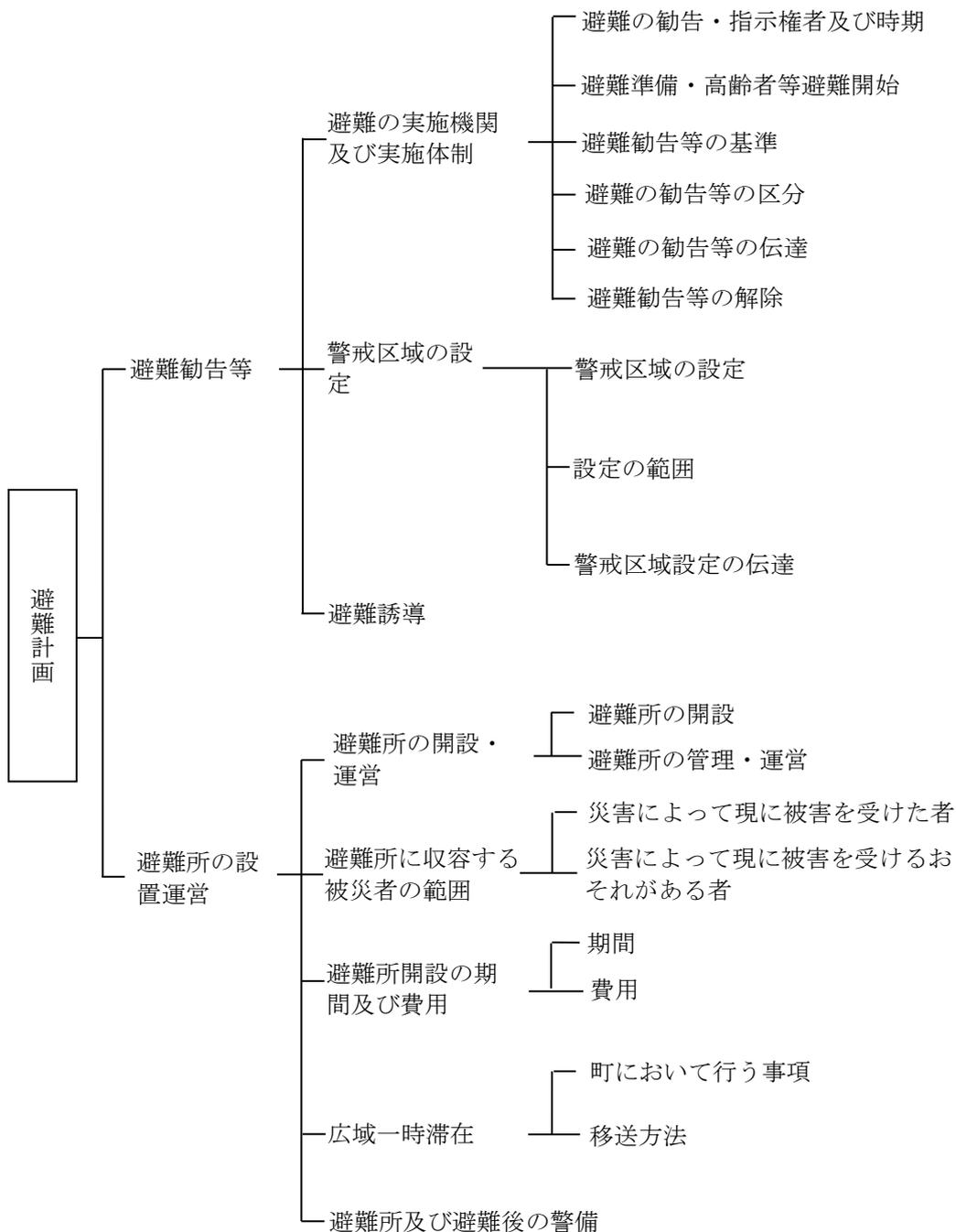


## 第5章 避難計画

### 基本的な考え方

災害発生の恐れがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保される間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心つながることから、的確な避難誘導、避難所の開設等について定める。



## 第1節 避難勧告等

### 第1項 避難の実施機関及び実施体制

#### 1 避難の勧告・指示権者及び時期

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告又は指示の対象	勧告又は指示の内容	取るべき措置
町長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	町長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法第60条第1項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの勧告、指示 立退き先の指示  屋内で待機等の安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口:防災危機管理課)
知事 (委任を受けた吏員)		災対法第60条第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		災対法第61条 警察官職務執行法第4条	全災害 ・町長が避難のため立退き又は屋内で待機等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同上	立退き又は屋内での待機等の安全確保措置の指示  警告を発すること必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、町長に通知  (町長は知事に報告)

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告又は指示の対象	勧告又は指示の内容	取るべき措置
海上保安官		災対法第 61 条 海上保安庁法第 18 条	全災害 ・町長が避難のため立退き又は屋内での待機等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合であつて、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者  船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者	立退き又は屋内での待機等の安全確保措置の指示  船舶の進行停止、指定場所への移動 乗組員、旅客等の下船、下船の禁止 その他、必要な措置	同上
自衛官		自衛隊法第 94 条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同上	避難について必要な措置(警察官がその場に行かない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第 4 条の規定の準用
知事 (その命を受けた 県職員)		地すべり等防止法第 25 条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫しているとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	岩国警察署長に報告
知事 (その命を受けた 県職員) 水防管理者		水防法第 29 条	洪水、津波又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき	必要と認める区域内の居住者、滞在者その他の者	同上	同上 (水防管理者による場合のみ)

(注) 1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

## 2 避難準備・高齢者等避難開始

町長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は避難行動要支援者をはじめとする要援護者等、特に避難行動に時間を要

する者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。

### 3 避難勧告等の基準

避難の勧告等の基準は、あらかじめ町長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（気象庁、県土木部等）の協力を得て、「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」に定める。

一般的な例示としては、次の事態を上げることができる。

- (1) 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき
- (2) 水位周知河川・その他の河川等の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき
- (3) 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき
- (4) 河川が氾濫注意水位を突破し、洪水の恐れがあるとき
- (5) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき
- (6) 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害のおそれがあるとき
- (7) 土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき
- (8) 大規模な火災で、風下に拡大するおそれがあるとき
- (9) 大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (10) 有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき
- (11) その他危険が切迫していると認められるとき

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

### 4 避難の勧告等の区分

避難勧告等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。

また、発令のタイミングは、災害時要配慮者に十分配慮するものとする。

なお、町は、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期について助言を求めることができる。また、指定地方行政機関又は県は、助言を求められたときは、必要な助言をする。

種別	事前避難	緊急避難	収容避難
概要	被害が発生し始めた場合等で、被害を受ける前に、避難準備又は安全な場所に避難させる必要があり、時間的に余裕がある場合	事前避難の余裕がなく、現に災害が発生し、又は危険が切迫していると判断される場合	通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長期にわたり避難の必要がある場合
予想される事態	(1) 気象警報が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき (2) 河川が氾濫注意水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき (3) あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想されるとき（地滑り指定地域等） (4) その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要がある場合	避難の指示等を突発的に行うケースが多いので速やかな伝達手段、避難場所の周知、避難方法等平常時に確立しておく	(1) 収容に当たっては輸送用車両、船舶等あらゆる手段を講じて迅速かつ安全に収容避難を行う。 (2) 居住地の問題、保健衛生等の面について特に考慮する。 (3) 応急住宅の建設等について総合的に配慮する。

### 5 避難の勧告等の伝達

避難の勧告等は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- (1) 避難の勧告等を行った町長等は、速やかに、その内容を町防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接町民に対し、周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。

- (2) 避難の伝達に当たっては、町単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。
- (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。

## 6 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

## 第2項 警戒区域の設定

### 1 警戒区域の設定

町長若しくは委任を受けた職員等は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災対法第63条)

警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事するもの以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命じることができる。

また、町長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が町長の職権を行った場合、その旨を町長に通知するものとする。

なお、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が町長に代わって警戒区域を設定する。

### 2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定すること。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、町長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入り許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

### 3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難勧告等と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

## 第3項 避難誘導

避難勧告等が出された場合、町は、警察署及び消防署・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

- 1 避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に必要な情報の提出に努めるものとする。
- 2 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。

この場合、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者を優先して避難誘導する。

- 3 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- 4 危険な地点には、標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。
- 5 浸水地帯では、ロープ等を使用して安全を期する。
- 6 高齢者、障害者等の要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を

活用するなど配慮する。

- 7 誘導中は、事故防止に努める。
- 8 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じて他機関に応援を要請し、実施するものとする。

## 第2節 避難所の設置運営

避難所は、災害のため被害を受け又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に收容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は町長であり、救助法適用時においては、町長が知事の委任を受けて行うことになる。

避難所の開設は、他機関、協力団体等（消防団、婦人会、自主防災組織、ボランティア団体等）の協力を得て実施する。

### 第1項 避難所の開設・運営

#### 1 避難所の開設

##### (1) 開設条件

###### ア 早期避難所（総合コミュニティセンター）

気象警報発令後において、予想される災害の危険から逃れるため住民より自主避難の要望が有り、町長が必要と認めた場合

###### イ 指定避難所（早期避難所を含む）

町より「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」等の発令に伴う避難者等を收容するため、別紙「要配慮者施設、避難場所等一覧」に示す指定避難所の内、町長が必要と認めた避難所

##### (2) 開設の順位

開設は、別紙「要配慮者施設、避難場所等一覧」に示す指定避難所の内、早期避難所を兼ねる総合コミュニティセンターを第1優先として開設する。その後、災害規模・場所、避難者数の増加等により以下の開設順位により逐次に増加開設する。

###### ア 第1優先：総合コミュニティセンター

###### イ 第2優先：和木中学校

###### ウ 第3優先：和木こども園

###### エ 第4優先：和木小学校

###### オ 第5優先：三井化学記念体育館

※ 早期避難所は、気象警報の発令以降において、住民の自主避難の要請により開設する避難所

##### (3) 開設準備

避難所は、総合コミュニティセンターにおいては常勤職員、その他の施設においては、必要な職員を派遣し施設の安全、受け入れ態勢が完了した後に開設する。

この際、地震発生後に開設準備をする場合の施設の安全確認は、応急危険度判定の資格を有する職員の派遣により実施する。

##### (4) 避難所開設の周知

避難所を開設した場合には、防災行政無線、和木町防災メール、Ｌアラート等の各種の伝達手段により、住民、特に避難対象地区に対して周知徹底を図るとともに、県及び関係機関（社会福祉協議会、警察署、消防署等）に通報する。

##### (5) 避難所開設と併せて、災害対策本部（避難住民対応班）を情報提供の窓口として、その対応にあたる。

##### (6) 感染症対策において特段の配慮を必要とする期間においては、「感染症対策下における避難所の開設・運営計画」に示す体制により開設する。

## 2 避難所の管理・運営

- (1) 避難所を開設する場合には、常勤職員又は派遣職員から管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置するとともに、地域のボランティア、避難者の協力を得て避難所運営本部を組織する。
- (2) 管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるため、正確かつ迅速な対応を行う。また、町は避難者情報の早期把握に努める。
- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を災害対策本部に要望するとともに、避難者名簿等による報告に基づき食材の取得による施設内での炊き出し、運搬食の取得による給食を適切に行う。
- (4) 避難所においては、情報伝達、食料、水等の配布、清掃等の避難所生活に必要な共同作業について、運営本部の役割分担に応じたリーダーの下に、避難者等の自主的な協力を得て組織的に実施するとともに、必要に応じ、地域ボランティア等の協力を得て実施する。
- (5) 避難所生活においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身両面の健康に不調を来す可能性が高いことから、運営本部は、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、避難住民対応班（保健相談センター等）職員を主体とした巡回指導により、避難者名簿等により把握する車中泊避難者を含めた健康状態を十分把握・処置するとともに、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- (6) 避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。  
特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への移送、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。
- (7) やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊避難者に対しても、避難所への登録により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (8) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、「和木町被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」に基づく担当区分、手順により、被災者の早期生活再建を図るものとする。
- (9) 感染症対策において特段の配慮を必要とする期間においては、上記の他、「感染症対策下における避難所の開設・運営計画」に示す体制により運営する。

## 第2項 避難所に収容する被災者の範囲

### 1 災害によって現に被害を受けた者

#### (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者。

#### (2) 現実に災害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。

例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等。

### 2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

#### (1) 避難勧告等が発せられた場合

#### (2) 避難勧告等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合。

（注）・被害を受けるおそれがある避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない。（災害救助法の基準）

- ・収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一町内、単位等にまとめることが望ましい。

## 第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

## 1 期間

災害発生の日から7日以内。災害の状況により、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

## 2 費用

- (1) 賃金職員等雇用費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設炊事場及び便所及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る実費

## 第4項 広域一時滞在

### 1 町において行う事項

- (1) 町長は、被災地区の町の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等への移送について県に要請する。
- (2) 広域一時滞在のための要請をした町長は、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町村に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。
- (3) 県から被災者の受け入れを指示された市町村は、直ちに、避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした町（和木町）が行い、被災者を受け入れた市町村は、避難所の運営に協力するものとする。
- (5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。
- (6) その他必要事項については、隣接市町と平素から協議しておく。

### 2 移送方法

被災者の移送方法は、県が当該市町村の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

## 第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。